

No.	目 標 評価指標 (a)	第 9 期計画における 主な取組	実施状況 (b) 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	実施状況 (c) 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月	評価	課題と対応	関係部署	計画書 (頁)
(1) 介護サービス事業所への支援								
①	介護サービスの質的向上	継続	○介護サービス事業所への継続的な相談、支援による介護サービスの質の向上	地域密着型サービス運営推進会議への参加、運営指導、居宅介護支援事業者連絡会等による支援や事業所からの相談について随時対応。	地域密着型サービス運営推進会議への参加、運営指導、居宅介護支援事業者連絡会等による支援や事業所からの相談について随時対応。	運営指導等の実施や相談対応を通じて、事業所の支援につながった。	引き続き、指導等による支援や相談対応を継続することで、介護サービスの質的向上を図る。	かいご課 P88

No.	目 標 評価指標（a）	第 9 期計画における 主な取組	実施状況（b） 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	実施状況（c） 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月	評価	課題と対応	関係部署	計画書 （頁）						
（２） 持続可能な介護保険制度運営														
①	効率的・効果的な介護給付の促進 ＜評価指標＞ <table><tr><th>事業</th><th>現状</th><th>目標 2026 年度</th></tr><tr><td>介護サービス相談員派遣事業</td><td>相談員 8 名</td><td>相談員 12 名 各施設月 1 回訪問</td></tr></table>	事業	現状	目標 2026 年度	介護サービス相談員派遣事業	相談員 8 名	相談員 12 名 各施設月 1 回訪問	継続 ○介護給付適正化計画に沿って計画的に実施し、検証・評価・見直しを行う。 ◆要介護認定の適正化 ◆ケアプランの点検 ◆住宅改修・福祉用具の点検 ◆医療情報との突合・縦覧点検	① 要介護認定調査 新規 798 件 更新 1,594 件 変更 583 件 ② ケアプラン点検 309 件 ③ 住宅改修 239 件 福祉用具購入 302 件 軽度者レンタル 147 件 ④ 縦覧点検 531 件 (確認不可 5 件) 医療突合 162 件 (確認不可 3 件) ⑤ 介護給付費通知 令和 6 年 9 月、令和 7 年 3 月 発送	① 要介護認定調査 新規 850 件 更新 1,745 件 変更 655 件 ② ケアプラン点検 292 件 ③ 住宅改修 232 件 福祉用具購入 292 件 軽度者レンタル 125 件 ④ 縦覧点検 595 件 (確認不可 1 件) 医療突合 103 件 (確認不可 4 件) ⑤ 介護給付費通知 令和 7 年度より廃止	① 調査票の確認、主治医意見書との整合性を全件実施し、適正な調査票の作成ができた。 ② 点検者（主任介護支援専門員）を含めた全ての介護支援専門員の新たな気づき、資質向上につながった。 ③ 専門職（リハ職、保健師）等で全件点検し、疑問がある件は介護支援専門員に聞き取りし、適正な給付につながった。 ④ 確認不可は事業所に確認し、適正な給付につながった。	引き続き、各分野において不適正な給付がないよう確認を行う。疑問点や指摘事項があった場合は、介護支援専門員や事業所に連絡し、適正な給付となるよう確認、指導を行う。	かいご課	P89
事業	現状	目標 2026 年度												
介護サービス相談員派遣事業	相談員 8 名	相談員 12 名 各施設月 1 回訪問												

			○介護サービス相談員派遣事業の実施	8 人体制で、月平均 24、25 か所を訪問した。 また、4 か月に 1 回の頻度で定期連絡会を実施している。 ※令和 7 年 1 月より再開希望のあった事業所（4 か所）への訪問を開始した。	8 人体制で、月平均 33.2 か所を訪問した。 また、4 か月に 1 回の頻度で定期連絡会を実施した。 ※令和 7 年 4 月より新たに再開希望のあった事業所（5 か所）への訪問を開始した。	定期的に訪問を続けることで、相談員の訪問を楽しみにしている利用者が増えた。ただ、話を聞ける利用者が限られ、報告内容が偏ることがある。	感染症の流行に伴い、訪問を中止事業所もあった。随時、事業所と連絡をとりながら進めていく。	かいご課	P89
			○第三者行為求償の取組拡大	国保連合会への求償 委任件数 1 件 損害賠償金額 1,023,310 円（2 件）	国保連合会への求償 委任件数 1 件 損害賠償金額 5,211,280 円（2 件）	第三者行為に該当するかどうかの判断が介護申請受付時の聞き取りのみであり、該当するケースでも見落とされる場合がある。	介護保険制度にも、第三者行為の申請が必要であると認識されていないかたや保険会社、介護支援専門員に、あらゆる機会を捉えて、周知していく。医療保険で第三者行為の該当者がいれば、けんこう課から速やかに情報提供されるよう連携していく。	かいご課	P89
			○介護サービス相談員、認定調査員の各種研修への参加	調査員：現任研修 8 人受講（R6.8） 相談員：1 人現任研修受講	調査員：現任研修 7 人受講（R7.8） 相談員：2 人現任研修受講 翌年度は、1 人養成研修受講予定	研修に参加し、能力向上を図ることができた。	継続して相談員・調査員の研修を受講し、能力向上を図る。	かいご課	P89
			○離島等サービス確保対策事業の推進	地域住民に向けて、介護職員初任者の養成研修のパンフレットを与島出張所に設置。	地域住民に向けて、介護職員初任者の養成研修のパンフレットを与島出張所に設置。	与島出張所にパンフレットは設置しているが、現在は希望者がいない。	参入できる介護サービス事業所が少ないため、住民がサービスを提供できる対策が必要である。養成研修について、周知方法を検討する。	かいご課	P89

			○実地指導等を通じたサービス事業所への指導	・ 居宅介護支援事業所：3 か所 ・ 地域密着型通所介護：1 か所 ・ 小規模多機能型居宅介護：2 か所	・ 居宅介護支援事業所：3 か所 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：1 か所 ・ 小規模多機能型居宅介護：1 か所 ・ 認知症対応型共同生活介護：1 か所	運営規程やケアプランを確認し、改善できる部分については指導・助言を行った。適正な運営に対する意識付けができた。	今後も利用者に利益のない適正な運営となるよう、指導・助言を行っていく。	かいご課	P89
			○居宅介護支援事業者連絡会や地域ケア個別会議を通じた介護支援専門員への助言	居宅介護支援事業者連絡会 年 6 回開催 個別ケース会議 毎月 1 回開催	居宅介護支援事業者連絡会 年 4 回開催 個別ケース会議 毎月 1 回開催	研修会については、主任介護支援専門員が企画・運営を行い、ケアマネジメント対象者の多種多様な状況に対応できるようさまざまなテーマで開催しており、ケアマネジメントの資質向上を図ることができている。 個別ケース会議については、毎月事業所から事例を提供してもらい、主任介護支援専門員や地域包括支援センターの専門職が助言を行い、さまざまな課題を抱えるかたの対応方針を検討することができている。	研修会については、講師の確保が課題であるが、研修テーマ等により、大学教授など外部講師に依頼する対応を行っている。 個別ケース会議については、困難事例は、即時に解決するものが少ないため、継続的な支援が必要となってくる。その後の支援については、多職種で連携し対応を継続するなどの対応を行っている。	かいご課	P89
			○国が示す方針に基づく申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化	令和 6 年 6 月からの要介護認定情報等連携・提供システムや 10 月からの電子申請届出システムの運用を開始した。	要介護認定情報等連携・提供システムや電子申請届出システムの運用。	システムの運用により、介護事業者の申請や届出等にかかる負担軽減につながった。	標準化や介護情報基盤の整備などについては、国・県などの動きに注視し、引き続き、業務の効率化を図っていく。	かいご課	P89

②	介護保険に関する情報提供・啓発	継続	○老人大学等での介護保険制度の説明、出前講座の開催	R6. 8. 10 出前講座 (瀬居地区福祉推進員)	R7. 5. 22 出前講座 (加茂地区 岩屋会) R7. 10. 28 (松山地区 坂出さくらの会) R7. 11. 9 (川津地区 川津あけぼの会) R8. 2. 6 (金山地区 老人大学福江校) R8. 3. 6 (金山地区 金山連合老人クラブ)	理解しやすいようパンフレットなどを利用して、説明を行った。	パンレットなどの活用により、丁寧に、わかりやすく説明をする。	かいご課	P90
			○広報紙、ホームページ等を通じた高齢者に配慮した情報の提供	介護保険料の改定などについて、市広報誌に掲載した。また、市ホームページの掲載内容を確認し、必要な箇所は修正を行った。	市ホームページの掲載内容を確認し、修正が必要な部分については修正を行った。	市ホームページの情報は、最新でわかりやすい内容に更新した。	高齢者にもわかりやすく、伝わりやすい内容となるよう心がける。 また、市ホームページは、最新の情報に更新する。	かいご課	P90
			○制度改正に対応したパンフレットの作成、医療機関への配布	制度改正に伴い、パンフレットを作成し、希望があった医療機関や事業所などに配布した。	希望があった医療機関や出前講座にてパンフレットを配布した。	窓口等では、パンフレットを用いて、制度の説明を分かりやすく行うよう心がけた。	介護保険制度は、難しく、理解しにくいという声があるので、パンレットを活用して、わかりやすい説明をする。	かいご課	P90
③	介護人材の確保および資質の向上	継続	○県の実施する人材育成研修等の教育機会の活用支援	県作成の介護の仕事の魅力を伝えるパンフレットの配布、介護の仕事に関心がある介護未経験者を対象とした「介護の入門的研修」の情報発信を行った。	県作成の介護の仕事の魅力を伝えるパンフレットの配布、介護の仕事に関心がある介護未経験者を対象とした「介護の入門的研修」の情報発信を行った。	県と連携して介護の魅力を発信することができた。	さまざまな機会を捉え、介護の人材育成の研修、介護の魅力の発信を継続していく。	かいご課	P90